

届出施設基準

当院は下記の事項を四国厚生支局高知事務所に届け出ています。

【医療療養型医療施設】	情報通信機器を用いた診療に係る基準
	電子的診療情報連携体制整備加算 2
	継続的に質上げに係る取り組みを実施している保険医療機関の基準
	療養病棟入院基本料 1
	療養病棟療養環境改善加算 1
	入院時食事療養（Ⅰ） ・ 入院時生活療養（Ⅰ）
	がん治療連携指導料
	在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
	人工腎臓
	導入期加算 1
	透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
	腎代替療法診療体制充実加算
	外来・在宅ベースアップ評価料 Ⅰ
	入院ベースアップ評価料 82

〔入院基本料〕療養病棟入院基本料 1（1 日につき）生活療養：生活療養を受ける場合

入院料	医療区分		ADL 区分	基本点数	生活療養	入院料	医療区分		ADL 区分	基本点数	生活療養
	疾患 ・ 状態	処 置 等					疾患 ・ 状態	処 置 等			
1	3	3	3	2,035	2,014	16	2	1	3	1,442	1,421
2	3	3	2	1,980	1,960	17	2	1	2	1,414	1,394
3	3	3	1	1,692	1,672	18	2	1	1	1,260	1,239
4	3	2	3	1,763	1,742	19	1	3	3	1,902	1,881
5	3	2	2	1,708	1,688	20	1	3	2	1,847	1,827
6	3	2	1	1,420	1,400	21	1	3	1	1,559	1,539
7	3	1	3	1,715	1,694	22	1	2	3	1,513	1,492
8	3	1	2	1,660	1,640	23	1	2	2	1,485	1,465
9	3	1	1	1,372	1,352	24	1	2	1	1,331	1,310
10	2	3	3	1,902	1,881	25	1	1	3	1,054	1,033
11	2	3	2	1,847	1,827	26	1	1	2	1,006	985
12	2	3	1	1,559	1,539	27	1	1	1	901	881
13	2	2	3	1,526	1,505	28	3	－	3	1,902	1,881
14	2	2	2	1,498	1,478	29	3	－	2	1,847	1,827
15	2	2	1	1,344	1,323	30	3	－	1	1,559	1,539

医療区分 3	算定期間に 限りがある	《処置》・24時間持続して点滴　・中心静脈栄養　・処置等に係る医療区分2のうち、感染症の治療に係る処置のいずれか及び創傷の治療に係る処置及び器具の管理棟を伴う処置のいずれかの双方に該当するもの（期間に限りがある区分についてはその期間内のみ該当する）
	算定期間に 限りがない	《処置》・中心静脈栄養　・ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄　・気管切開又は気管内挿管かつ発熱がある状態　・酸素療法(密度の高い治療を要する状態に限る)　・感染症の治療の必要性から隔離室での管理　・人工呼吸器の使用 《疾患・状態》・スモン　・医師及び看護職員により常時監視及び管理を実施している状態かつ他に1項目以上該当する状態
医療区分 2	算定期間に 限りがある	《処置》・尿路感染症に対する治療　・脱水に対する治療かつ発熱がある状態　・頻回の嘔吐に対する治療かつ発熱がある状態　・傷病等によりリハビリテーション　・せん妄に対する治療　・経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養かつ頻回の嘔吐に対する治療又は発熱がある状態　・頻回の血糖検査 《疾患・状態》・消化管等の体内からの出血が反復継続している状態
	算定期間に 限りがない	《処置》・医師及び看護師により常時監視及び管理を実施している状態　・中心静脈栄養　・人工腎臓　・肺炎に対する治療 態　・褥瘡に対する治療　・末梢循環障害による下肢末端の開放創に対する治療　・うつ症状に対する治療　・1日8回以上の喀痰吸引　・気管切開又は気管内挿管　・創傷、皮膚潰瘍又は下腿若しくは足部の蜂巣炎、膿等の感染症に対する治療　・酸素療法　　《疾患・状態》・筋ジストロフィー・多発性硬化症　・筋萎縮性側索硬化症　・パーキンソン病関連疾患　・その他の指定難病等　・脊椎損傷　・慢性閉塞性肺疾患　・悪性腫瘍　・他者に対する暴行が毎日認められる場合　・末期呼吸器疾患　・末期心不全　・末期腎不全　・医師及び看護師により常時監視及び管理を実施している状態
医療区分 1	医療区分 2・3に該当しないもの	

※ この表で《疾患・状態》及び《処置》には、それぞれ詳細な定義があり、これに該当する場合に限り医療区分2又は3に該当することとなります。
※ ADL区分は、ベッド上の可動性、移乗、食事、トイレの使用の4項目ごとに自立（0点）から前面依存（6点）までの合計点で算出します。

[看護に関する施設基準]

当院では厚生労働大臣が定める基準による看護を行っている保険医療機関です。
当院の看護職員等の配置は次のとおりです。

職 種	職員1人あたりの受け持ち患者数（時間帯別平均）		
	1日平均	8：30～17：00	17：00～8：30
看護職員	7人以内	11人以内	33人以内
看護補助者	7人以内	11人以内	33人以内

※ 当院では、1日に看護要員として5人以上の看護職員及び5人以上の看護補助者が勤務しています。
※ この表で「看護職員」とは看護師、准看護師のことです。また、「看護補助者」とは介護福祉士、看護助手のことです。

[病院給食の施設基準]

朝 食	7時30分頃
昼 食	12時頃
夕 食	18時

当院では入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士または栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しています。また当院では、入院患者様ごとに作成した栄養管理計画に基づき、関係職種が共同して患者様の栄養管理状態等の栄養管理を行っています。

[入院時食事療養費の標準負担額]

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）	
一般 （下記以外）	一般（下記以外）		550円
		指定難病患者	330円
低所得者 （住民税非課税）	低所得者Ⅱ（※1）	過去1年間の入院期間が90日以内	270円
		過去1年間の入院期間が90日超(長期該当者)	220円
該当なし	低所得者Ⅰ（※2）		130円

※1 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、低所得者Ⅰ以外の者
※2 低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いた時に0円となる者。あるいは老齢福祉年金受給権者。
●低所得者に該当する場合は、申請に基づき、保険者が「標準負担額認定証」を交付する。
●長期該当者となる場合は、新たに申請を行う。

〔特別療養環境室〕

当院では、厚生労働大臣の定める基準により特別の療養環境の提供をしています。

入室を希望される方はご相談ください。

個 室	2 0 1 号	日 額	2, 7 5 0 円 (税込)
	2 0 2 号	日 額	3, 3 0 0 円 (税込)
	2 1 0 号	日 額	1, 6 5 0 円 (税込)
2 人 室	2 0 6 号	日 額	8 8 0 円 (税込)

〔保険外負担金〕

自費負担一覧表 (税込)									
種 類		単位	金 額	種 類		単位	金 額		
病衣		1 日	5 5 円	おむつ	長時間安心さらさらパッド	1 枚	5 5 円		
ボディウォッシュ・リンスインシャンプー		1 回	3 5 円		一晩中安心さらさらパッド [®] エクストラ	1 枚	1 1 0 円		
洗濯料		1 月	4, 4 0 0 円		かんたんパッド [®] レギュラー	1 枚	3 3 円		
通い袋		1 袋	1 4 3 円		シュツと吸収シートワイド [®]	1 枚	6 6 円		
ティッシュ (1 箱)		1 箱	9 9 円		のびーるフィットテープ [®] 止め M	1 枚	1 2 1 円		
投薬瓶	100ml	1 個	5 5 円		テープ 止めタイプ [®] S	1 枚	9 9 円		
	200ml	1 個	7 7 円		テープ 止めタイプ [®] L	1 枚	1 3 2 円		
	10g～20g	1 個	3 3 円		テープ 止めタイプ [®] LL	1 枚	1 1 0 円		
軟膏缶	30g	1 個	3 3 円		スーパ [®] -フィットテープ [®] L	1 枚	1 2 1 円		
	50g	1 個	5 5 円		ピタッチパンツ ML	1 枚	1 3 2 円		
	100g	1 個	7 7 円		ピタッチパンツ LL	1 枚	1 5 4 円		
診断書	生命保険	1 通	5, 5 0 0 円		はくパンツスリム M	1 枚	9 9 円		
	身障手帳	1 通	2, 2 0 0 円		はくパンツスリム L	1 枚	1 1 0 円		
	死亡診断書	1 通	5, 5 0 0 円		はくパンツスリム LL	1 枚	1 2 1 円		
	資格取得用診断書	1 通	3, 3 0 0 円		介護用シート	1 枚	1 4 3 円		
	健康診断書	1 通	2, 2 0 0 円		のびーるフィットテープ [®] 止め L	1 枚	1 4 3 円		
	診断書コピー	1 通	1, 1 0 0 円		外モレ安心さらさらパッド	1 枚	5 5 円		

※ 衛生材料等の治療（看護）行為、およびそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「設備管理費」等のあいまいな名目での費用の徴収をお願いすることはありません。

(令和 8 年 8 月 1 日) 森木病院
施設管理者 北村 嘉男